

入札公告「物品の販売（医療用機器類）」

次のとおり一般競争に付します。

令和7年1月16日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構福島病院 院長 杉浦 嘉泰

1. 調達内容

(1) 契約の件名

医療機器等購入契約

搬送用人工呼吸器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期間期限

令和7年3月31日

(4) 履行場所

福島県須賀川市芦田塚13 独立行政法人国立病院機構福島病院

(5) 入札方法 第一交渉権者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

- ① 入札者は、本体価格のほかその他の契約に要する一切の諸経費を含めた金額を見積るものとする。
- ② 交渉権者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

2. 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由があるに該当する。

- ① 契約を締結する能力を有しない者。
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。
- ④ 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条各号に掲げる者。

(2) 契約細則第6条に規定される次の事項に該当する者、当該事項に該当する者を使用する者で、その事実があった後一定期間を経過していない者は競争に参加する資格を有しない。なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間を適応する。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造、その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合した者。
- ③ 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- ④ 監督又は検査の実施に当り職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。

- ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
 - ⑦ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
 - ⑧ 前各号に類する行為を行った者。
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (4) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一規格）「物品の販売」のうち、開札時までに「医療用機器類」でA、B、C又はDの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有するもの。
- (5) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒962-8507
福島県須賀川市芦田塚13番地
国立病院機構福島病院 企画課長 工藤 一光
問い合わせ担当者 契約係 齊藤 直美
電話0248-75-2199（直通）
- (2) 入札書の受領期限
令和7年2月4日 17時00分まで
- (3) 開札の日時及び場所
開札場所 国立病院機構福島病院 小会議室
開札日時 令和7年2月5日 10時00分より

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に1の(1)に示した契約件名を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は開札日の前日までの間に、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約の決定方法及び契約価額の決定
契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札したものを第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はそのものと直ちに交渉し、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。
- (7) 詳細は入札説明書による。